

山形沿岸海岸保全基本計画変更（案）

第 2 回検討委員会でお示しした変更案からの修正箇所一覧

資料	修正箇所	修正理由等
計画変更(案)	<p>P21 ⑤防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大クラスの高潮や津波や高潮が発生した場合でも「住民等の命を守ることを最優先とする」という信念のもと、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、る防災・減災対策を推進する。 ・ハード施策だけでは防ぎきれない津波や高潮に対しては、国、県、鶴岡市、酒田市、遊佐町、公益事業者、企業等の連携・協力の下、地域の活性化の観点も含めた総合的な防災・減災対策を効果的・効率的に推進するため、次のようなソフト施策の取組及び支援を行っていく。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 県における津波防災地域づくりに関する法律に基づき「津波浸水想定」の指定、水防法に基づく「高潮浸水想定区域」を県において設定しの指定と、その結果を踏まえた、各機関における各種マニュアル整備などの地震・津波、高潮に対する防災体制の強化、実践的な訓練などの減災対策の推進、地域や住民の災害対応力を高めるための情報提供や防災知識の普及啓発などの地域防災力の強化に関する取組及び支援を行っていく。 ➤ 併せて、最大クラスの津波や高潮が悪条件下において発生し浸水が生じた場合の被害を想定し、共有することや、国、県、鶴岡市、酒田市、遊佐町、公益事業者、企業等が講じる事前の備え（BCP¹）の作成支援の推進や、及び各主体が連携した災害対応体制等の整備に関する取組及び支援を行っていく。 	<p>より適切な文章に修正 （パブリックコメントでの意見）</p> <p>ソフト施策の取組及び支援を箇条書きで整理</p> <p>「津波防災地域づくりに関する法律」第 8 条、「水防法」第 14 条の 3 の記載内容に基づく修正</p>

計画変更(案)	P31 e)まちづくり関係者との連携 津波、高潮対策については、海岸保全施設の整備によるハード対策とだけでなく、地域資源の利活用や土地利用の制限などの都市計画等との連携を図るとともに、住民及び海岸利用者の避難等に係るソフト対策を組み合わせた総合的な対策に取り組んでいく。	より適切な文章に修正 (第2回検討委員会での意見)
---------	--	------------------------------